解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により令和八年十月六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県所沢市南住吉二一番三一号

医療法人番場会

清算人　番場　圭介

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都府中市白糸台三丁目二番地一―一〇七号

医療法人明豊会

清算人　河西　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

富山県高岡市荒見崎一一〇番地

宗教法人龍吟寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

長野県北佐久郡立科町大字芦田一六五番地

医療法人清蓼会

清算人　岩下　日和

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五階

医療法人社団相生会

清算人　中西比呂子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、令和八年九月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都葛飾区堀切三丁目五番二号一階

医療法人社団敬芳会

清算人　山崎　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田一一〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平野　祐二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新ストア一階　橋本剛法律事務所

相続財産清算人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市井野団地四番、最後の住所茨城県取手市井野団地四番九―一〇六号

被相続人　亡　片山　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

茨城県つくば市梅園二丁目一番地一一梅園山之内ビル四〇一　億田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　億田　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市宮町二丁目二〇六番地、最後の住所茨城県水戸市宮町三丁目一番一四号

被相続人　亡　後藤　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八中村ビル三階　木名瀬法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小松原裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市東木代町三二七番地、最後の住所栃木県宇都宮市東木代町一四五一番地一

被相続人　亡　鈴木　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号

相続財産清算人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市関沢二丁目一七番、最後の住所埼玉県比企郡小川町東小川三丁目一八番地六

被相続人　亡　歌川　敬司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一三八番地宮町市役所前ビル四階栗木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　栗木　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚三丁目一二番、最後の住所東京都豊島区雑司が谷三丁目一九番二三号メゾンマスミ一〇一号

被相続人　亡　鈴木ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

事務所東京都目黒区自由が丘二丁目一七番一号ラピスA．S．四〇二自由が丘菊地法律事務所

相続財産清算人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目一四番地二、最後の住所横浜市港南区上永谷二丁目二番二〇号

被相続人　亡　吉野　靖史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階　シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　織田　慎二

第11期決算公告

令和８年９月30日

東京都台東区台東４―33―１クロスポイント御徒町８Ｆ

株式会社貴瞬

代表取締役　辻　　瞬

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,856	流動負債	4,272
固定資産	1,228	固定負債	1,785
		株主資本	2,025
		資本金	10
		利益剰余金	2,015
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	2,012
		（うち当期純利益）	(884)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		新株予約権	0
資産合計	8,084	負債・純資産合計	8,084